

### 教育における支援の検討状況

#### 今後の課題（中間報告書より）

##### ◆ 就学支援体制の充実

保護者が必要な時期に確実に就学相談につながり、子どもにとって適切な選択ができるよう、周知や案内を始めとした体制づくりや相談員のスキルアップをより一層推進するとともに、就学へのスムーズな移行へ向けて「就学支援シート」を活用し、保育園・幼稚園での支援を小学校につなげていくことが必要です。

#### 主な取組

##### (1) 就学相談に関する周知・案内

###### ア 就学に関する説明会（毎年5月）

「調布市の就学相談」や「調布市の特別支援教育」、「都立特別支援学校」について、保護者の理解を深めることを目的とし、4～5歳児（年中～年長児）の保護者を対象に実施。対面での説明会を開催するほか、市ホームページにおいて、説明会の資料や説明動画の配信を行っている。

なお、令和3年度から、子ども発達センター事業利用の有無などに関わらず、4～5歳児のいる全ての子育て世帯を対象にした。子どもの発達の状況に応じた選択ができるよう、保護者への情報提供の充実を図っている。

###### イ その他の周知活動

年長児（次年度の小学校1年生）を対象とした就学時健康診断の通知に、就学相談の案内も同封しているほか、「教育相談だより」の発行、「ちょうふの教育」（教育委員会の広報紙。市内全戸配布）における案内の掲載などを行っている。

##### (2) 相談員のスキルアップ…事例検討会の実施（年10回程度）

教育相談所の相談活動の一層の充実を図るため、相談員としての専門知識の習得、相談技能の向上を目指し、臨床心理学や教育心理学、教育相談、特別支援教育等の有識者を講師とし、研修を行っている。

##### (3) 就学支援シートの活用

小学校の生活がスムーズにスタートできるよう、入学前に、子どもの特性や、幼稚園・保育園、子ども発達センターなどで行っていた支援について、保護者から小学校へ伝えるためのシート。

提出のあった児童については、個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成することを基本とし、作成に当たっては、就学支援シートの内容を必ず反映させている。

###### 【小学校へ提出された就学支援シートの枚数】

年度	提出枚数	小学校1年生全児童数に対する割合（参考）
令和2年度	212枚	11%
令和3年度	266枚	13%
令和4年度	250枚	13%

個別の教育支援計画：障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方のもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの。

個別指導計画：個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法を短期的な視点から作成するもの。

#### 今後の課題（中間報告書より）

##### ◆ 相談体制における福祉と教育の連携

スクールソーシャルワーカーや教育支援コーディネーターを通じて児童・生徒や保護者の相談に応じるとともに、内容に応じて福祉分野の関係機関とも連携しながら支援していくことが必要です。

#### 主な取組

##### (1) スクールソーシャルワーカー、教育支援コーディネーター

関係機関と連携し、市立小・中学校等の教員、児童・生徒、保護者や地域の人等の相談を受け、相談内容に応じた支援をコーディネートしている。

令和7年度のスクールソーシャルワーカー市内全校配置に向け、令和5年度からチーフスクールソーシャルワーカーを新設し、指導室に配置。

###### 【関係機関へのコーディネート件数】

年度	件数	主な関係機関（子どもの在籍校を除く）
令和3年度	63件	適応指導教室「太陽の子」、第七中学校はしうち教室、訪問型支援「みらい」、教育相談所、病院・クリニック、子ども家庭支援センターすこやか、子ども・若者総合支援事業「ここあ」、放課後等デイサービス事業所等
令和4年度	142件	

#### 今後の課題（中間報告書より）

##### ◆ 特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進

一人ひとりの障害特性や希望に応じて、特別支援教育を充実させていくことが必要です。健常児と共に地域で権利を保障していくため、インクルーシブ教育システムを推進し、障害の有無に関わらない児童・生徒同士の交流の機会や、市内小中学校において、医療的ケアを含めて障害のある児童・生徒の受入れや、児童生徒に対する障害理解を広げていくことが求められています。

#### 主な取組

##### (1) 副籍交流

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な学籍（副籍）を置き、副籍校の児童・生徒と、直接的な交流（学校・地域行事等における交流、学習活動への参加）や間接的な交流（学校・学級だよりの交換等）を行っている。

##### (2) 医療的ケア児への対応

医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるよう、学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携し、環境・体制の整備について準備を進めている。令和5年度には、学校のための医療的ケア児への対応を示したガイドラインを教育委員会で作成する予定。また、全校において研修等を実施するなど、医療的ケアに関する教職員の認識を深め、組織的な体制整備ができるように学校を支援していく。

##### (3) 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習の推進

児童・生徒が人々の多様な在り方を理解し、共に支え、お互いを尊重し合う大切さを学ぶため、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習を充実させていく。